

(写)  
2 西総総第 129 号  
令和 2 年 4 月 28 日

西東京市監査委員 櫻 井 勉 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 幡 勝 己 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

令和元年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

令和元年 10 月 2 日付 31 西監第 109 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

## 指摘事項における是正・改善措置について

## 記

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、日付に不整合があるもの、一体的に契約が可能な内容であるにもかかわらず個別に主管課契約を行っているものが見受けられた。</p> <p>また、実施起案等の書類に記載誤りや記載漏れ、添付書類に不備のあるものなどが見受けられた。</p> <p>契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>今回指摘を受けた起案等をもとに課内、係内会議で情報共有し、原因分析、対応策について検討を行い、「契約事務の手引き」の再確認、「主管課契約（請書）の手続きチェックシート」を活用するなど、起案者、決裁者で根拠を確認することを周知・徹底した。</p>
指摘事項 2	<p>予算の執行について、地方自治法では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てることを定めているが、年度末に翌年度分となる消耗品及び郵券の購入が見受けられた。</p> <p>法令にのっとり適正な予算の執行を行うべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>課内、係内会議を通じて、監査から指摘のあった項目について情報共有し、計画的な予算執行について周知・徹底した。</p>